

比企広域市町村圏組合郵便入札要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、郵送による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、比企広域市町村圏組合契約規則（平成4年規則第31号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、比企広域市町村圏組合競争入札参加者の資格等に関する規則（平成24年規則第1号）第1条第4号に規定する契約に係るものであって、比企広域市町村圏組合指名委員会（以下「委員会」という）が承認したものとする。

(指名通知)

第3条 郵便入札の方法により入札を行う場合は、指名通知書に、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この告示の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札に関し必要な事項

(仕様書の送付等)

第4条 郵便入札の指名業者への仕様書、図面、資料、その他必要な書類は、前条の指名通知書に添付して電子メール又は郵送により行うものとする。

(入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、郵便入札の参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第6条 郵便入札の参加者は、入札書を、第3条第2号の到達期限までに到達するよう一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、件名、開札日時及び郵便入札の参加者名を記載し、封かんした上で郵送用の外封筒により送付するものとする。
- 3 前項の郵送用の外封筒は、あて名を入札担当課とし、表側に「入札書在中」と

朱書きするとともに、郵便入札の参加者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び法人名）を記載しなければならない。

- 4 複数の案件を1つの外封筒に封入し送付する場合は、内封筒は、必ず1案件ごとに作成し封入するものとし、全ての案件の到達期限前に到達するよう送付しなければならない。

（入札書の保管等）

第7条 入札書が到達したときは、郵送用の外封筒を開封して入札書を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで入札担当課において厳重に保管するものとする。

- 2 到達した入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

（入札の辞退）

第8条 郵便入札の指名業者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書の到達後の入札辞退は認めない。

（入札書の無効）

第9条 入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 第3条第2号の到達期限までに到達しなかったとき。
- (2) 第6条に規定する提出方法によらず送付されたとき。

- 2 前項の規定により無効とされた入札書等は、返却しないものとする。

（開札への立会い）

第10条 郵便入札の参加者のうち希望する者がいるときは、開札に立ち会うことができる。

- 2 開札の立会いを希望する者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うものとする。

（開札）

第11条 開札は、指名通知書に記載した開札日時に行うものとする。

- 2 第6条第2項に規定する内封筒を提出した者がいないときは、不成立とし、開札を行わないものとする。
- 3 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2者以上あるときは、別に定めるところによりくじを行い、落札者を決定するものとする。

（再度入札）

第12条 1回目の入札において落札者がいない場合は、別途日時及び場所を定め、再度入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札を行う回数は、1回とする。

3 再度入札に参加できる者は、初度入札において無効又は失格とされなかった者に限る。

(落札者への通知等)

第13条 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、閲覧に供するものとする。

(入札の延期等)

第14条 管理者は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(異議の申立て)

第15条 郵便入札の参加者は、この告示、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第16条 郵便入札を行う場合には、この要綱により執行するものとし、この要綱に定めのない事項については、契約規則によるものとする。なお、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。